

令和 6(2024)年度見直し版

平内町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2025(令和 7)～ 2030(令和 12)年度

2025(令和 7)年 3 月策定
(2026(令和 8)年 3 月一部修正)

平 内 町

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1-1 地球温暖化問題の概要	1
1-2 計画の目的、位置づけ.....	4
1-3 対象とする範囲	5
1-4 対象とする温室効果ガス.....	7
1-5 計画の期間、基準年度及び目標年度.....	7
第2章 温室効果ガスの排出状況	8
2-1 温室効果ガス排出量の算定方法	8
2-2 温室効果ガス排出量の推移	9
第3章 温室効果ガス削減目標	15
3-1 温室効果ガス排出量の削減目標	15
3-2 温室効果ガスの削減見込量	15
3-3 削減目標達成に向けた重点的取組.....	16
第4章 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み	17
4-1 電気・燃料使用量の削減(運用改善).....	17
4-2 省エネルギー設備等の導入(設備更新).....	18
4-3 再生可能エネルギーの導入.....	18
4-4 低炭素電力事業者の活用.....	18
4-5 施設の統合・複合化・廃止等.....	18
4-6 その他の取り組み	19
第5章 計画の進行管理	20
5-1 計画の推進体制	20
5-2 計画の進行管理	22

第1章 計画の基本的事項

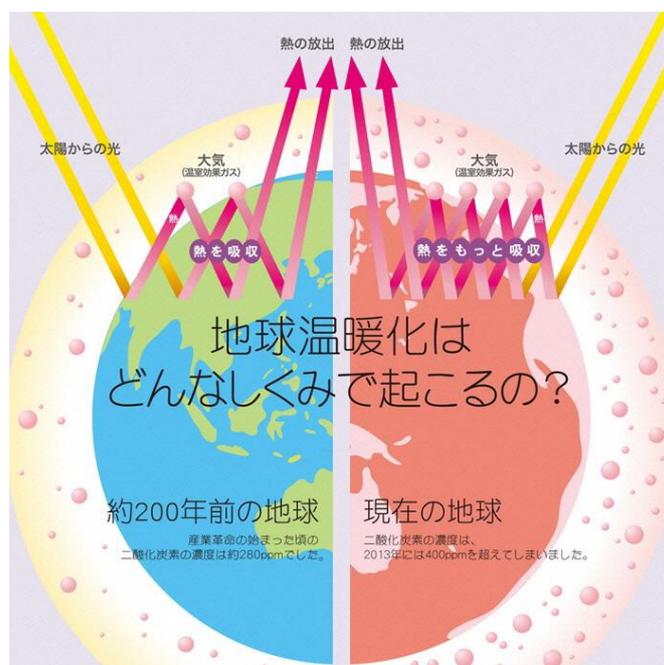
1-1 地球温暖化問題の概要

(1) 地球温暖化問題

地球の大気には、太陽から受け取ったエネルギーを宇宙に放出するのを妨げる成分が含まれており、これを『温室効果ガス』と総称します。産業革命以降の工業・交通などの人為的活動により、もともと存在していた温室効果ガスの濃度が上昇し、また天然には存在していなかった種類の温室効果ガスも大気中に蓄積しました。

これらの気体が本来宇宙に放出されていた熱まで蓄える作用を引き起こし、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する気候変動が起きています。国連の組織として設立されたIPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)の第5次評価報告書では、20世紀半ば以降に観測された平均気温の上昇は、人間活動の影響が主な要因であった可能性が極めて高いとしています。

地球温暖化により引き起こされる気候条件の変化は、単なる平均気温の上昇だけとは限らず、風水害の激化・頻発や極端な少雨などとして現れています。これらの変化は最近わが国でも観測されるようになり、熱中症患者の増加、作物の生育不良、漁場環境の劣化等、人の健康や一次産業等に対しこれまでになかったリスクを及ぼす可能性が指摘されています。このため、問題の根本要因である人為的活動による温室効果ガス排出を抑制することがあらゆるレベルで求められています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>)

温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

(2) 国際的な動向

2015年にフランスのパリで開催された第21回締約国会議(COP21)では、京都議定書以来の法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。この協定では、参加する全ての国が温室効果ガスの削減目標を掲げ、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること等によって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的としています。

また、2015年9月の国連総会で採択された2030年の世界の在り方を示す行動目標である「持続可能な開発目標」(通称SDGs)においても、17の個別目標の13番に「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」が掲げられています。



出典：国際連合広報センター

SDGsにおける17のゴール

(3) 国内の動向

我が国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策推進法、以下、「温対法」という)が1998年10月に公布され、1999年4月に施行されています。

この法律では、地球温暖化対策への国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による温室効果ガス排出量算定報告公表制度等、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みが整備されました。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

また、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の改定においては、温室効果ガス排出削減目標を 2030 年度までに 50%削減(2013 年度比)に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されています。

(4) 平内町の動向

平内町では令和元年度に基準年度を 2018 年度(平成 30 年度)、計画期間を 2020 年度(令和 2 年度)から 2024 年度(令和 6 年度)までの 5 カ年とした「平内町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定しました。

今回の改定は、2024 年度(令和 6 年度)で前回の実行計画が満了することから、計画期間が途切れないよう計画期間は 2025 年度(令和 7 年度)から 2030 年度(令和 12 年度)までの 6 カ年とした実行計画を策定しました。

1-2 計画の目的、位置づけ

「平内町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下、「本計画」という)」は、町の組織及び施設における事務事業に関して、温室効果ガス排出量を削減することを目的とします。町が率先的な取り組みを行い広くPRしていくことで、町民や事業者等の模範となることを目指します。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)第21条に基づき、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」として策定するものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

- 第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- …(中略)…
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅延なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- …(中略)…
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

1-3 対象とする範囲

(1) 事務事業の範囲

対象とする事務事業の範囲は、平内町(以下、「当町」という)の事務事業に定められた全ての行政事務を原則対象とします。

また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等については温室効果ガス排出量の算定対象範囲に含めますが、温室効果ガスの排出の削減等の措置については、受託者等に対して可能な限り取り組みを講じるよう要請することとします。

(2) 組織、施設等の範囲

対象とする組織、施設等の範囲は、当町を構成する組織とし、その組織が管理している施設・車両等を含めて対象とします。また、指定管理制度による施設についても、対象施設に含めます。

なお、対象とする組織、施設等は、今後組織改正等があった場合には、計画の進行管理の中で必要に応じて見直すものとします。

対象とする組織、施設等の範囲

所管部署	施設名等
総務課	平内町役場（役場庁舎、車庫、分室、旧消防庁舎）、 旧小湊中学校、旧東平内中学校、旧西平内中学校
町民課	平内町廃棄物処分場、平内町斎場つきのき聖苑
農政課	口広牧場
水産商工観光課	夜越山サボテン園、緑の村管理センター、大島公衆トイレ、大島野営場、椿山海側トイレ、椿山山側トイレ、椿山野営場、夜越山オートキャンプ場、夜越山ケビンハウス、夜越山スキー場、夜越山スキー場ヒュッテ、ほたて広場、平内いきいき健康館、ひらないまるごとグルメ館
地域整備課	平内町浄化センター、狩場沢地区浄水場、童子地区浄水場、浪打地区浄水場、平内町松野木浄水場、平内町上水道浄水場、平内町白砂浄水場、土屋地区浄水場、清水川取水場、板橋増圧ポンプ場、外童子地区農業集落排水処理施設、西平内地区農業集落排水処理施設、内童子地区農業集落排水処理施設、葉師野地区農業集落排水処理施設、茂浦地区漁業集落排水施設、東田沢地区漁業集落排水施設、清水川地区漁業集落排水施設 ひだまり公園トイレ
学校教育課	小湊小学校、東小学校、山口小学校、平内中学校、学校給食センター
生涯学習課	山村開発センター、町立体育館、武道館、陸上競技場、B&G 海洋センター、青少年ホーム、歴史民俗資料館
平内中央病院	平内中央病院
平内消防署 庶務係	平内消防署
平内消防署 消防機械消防団係	分団屯所 （小湊第一分団、浅所分団東和班、東滝分団、東田沢分団、浜子分団、内童子分団、外童子分団、松野木分団、口広分団、狩場沢分団、狩場沢分団折戸班、山口分団、山口分団小豆沢班、中野消防団板橋班、浦田分団、土屋分団、土屋分団浪打班、稲生分団、茂浦分団、藤沢分団） 機械器具置場 （浅所分団、中野地区、清水川分団、狩場沢助白井地区、白砂地区、野内畑地区）

1-4 対象とする温室効果ガス

本計画において対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で規定する7種類の物質のうち、本町の事務事業から排出される二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4物質とします。

なお、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふつ化硫黄(SF₆)及び三ふつ化窒素(NF₃)については、本町の事務事業から排出される量が極めて少なく算定が容易ではないことから、本計画では対象としません。

対象となる温室効果ガスの種類と主な発生源

種類	主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂) (エネルギー起源 CO ₂ ともいう)	電気、ガス等の使用	1
	化石燃料の使用	
メタン (CH ₄)	下水処理	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	下水処理	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用	1,430 (HFC-134a)

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準(=1)として各物質が温暖化をもたらす程度を示す数値のことです。

1-5 計画の期間、基準年度及び目標年度

(1) 計画の期間

本計画の期間は、2025(令和7)年度から2030(令和12)年度までの6年間とします。

なお、社会情勢等が大きく変化した場合については、必要に応じて計画の内容の見直しを行うこととします。

(2) 計画の基準年度、目標年度

計画の基準年度は、排出量算定の最新年度である2018(平成30)年度とします。また、目標年度は2030(令和12)年度とします。

計画の基準年度、目標年度

区分	年度
基準年度	2018(平成30)年度
目標年度	2030(令和12)

第2章 温室効果ガスの排出状況

2-1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」(平成29年3月 環境省)に基づき、基本的な考え方として1年間の活動量に排出係数を乗じることで行いました。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

活動量 : 燃料使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量

排出係数 : 単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

具体的な算定方法を以下に示します。

二酸化炭素(CO₂)の算定

項目		単位	算定方法
燃料の使用	ガソリン (公用車)	L	使用量(L) × 排出係数
	ガソリン (公用車以外) ※		
	灯油		
	軽油 (公用車)		
	軽油 (公用車以外)		
	A 重油		
	液化石油ガス (LPG)	kg	使用量(kg) × 排出係数 ※使用量の単位が(m ³)の場合 使用量(m ³) × 1000/458 (kg/m ³) と変換した。
他人から供給された電気の使用	東北電力	kWh	使用量(kWh) × 排出係数

※刈り払い機やチェーンソー等で使用する混合ガソリンを含む。

メタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)の算定

項目	単位	算定方法
し尿処理施設	m ³	下水等の処理量 (m ³) × 排出係数
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	人	処理対象人員 (人) × 排出係数

ハイドロフルオロカーボン(HFC)の算定

項目	単位	算定方法
カーエアコン	台	カーエアコン台数 (台) × 排出係数

2-2 温室効果ガス排出量の推移

(1) 温室効果ガスの総排出量とガス種別排出量

当町の事務事業から排出される温室効果ガスの総排出量は(以下、「総排出量」という)、基準年度である2018年度で5,941t-CO₂となっています。

ガス種別にみると、排出される温室効果ガスの約98%がエネルギー(燃料及び電力)の使用による二酸化炭素(CO₂)です。

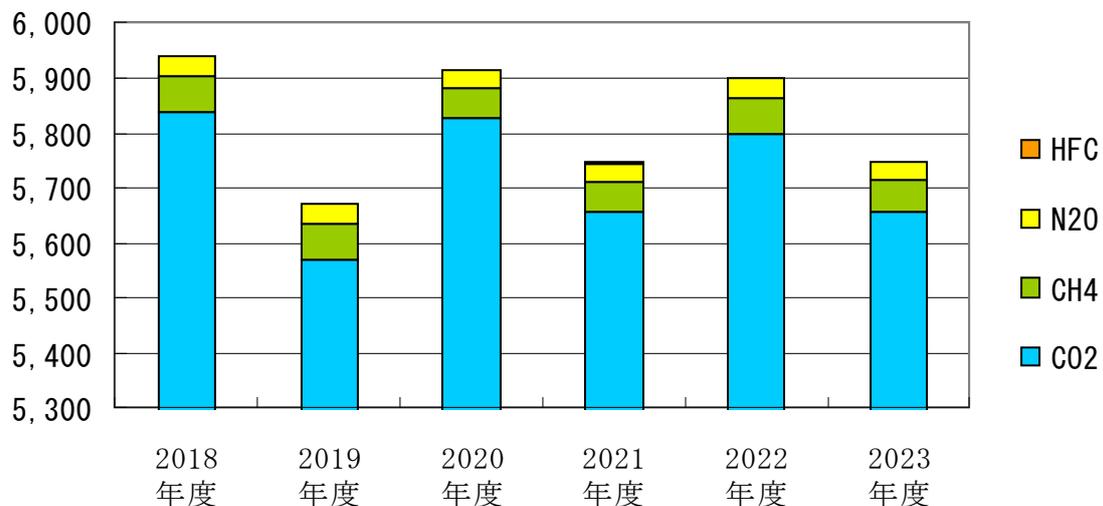
温室効果ガス排出量の推移

(単位:t-CO₂)

項目	年度						増減率 (前年度)	増減率 (基準年度)
	2018 (基準年度)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)		
二酸化炭素 (CO ₂)	5,839	5,571	5,826	5,657	5,799	5,656	-2.5%	-3.1%
メタン (CH ₄)	65	64	56	56	65	58	-10.8%	-10.8%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	36	35	32	32	36	33	-8.3%	-8.3%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1	1	1	1	1	1	0.0%	0.0%
総排出量	5,941	5,672	5,916	5,746	5,901	5,749	-2.6%	-3.2%
基準年度比 増減率	-	-4.5%	-0.4%	-3.3%	-0.7%	-3.2%		

※表中の温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算後の値であり、端数処理で合計値が一致しないものがあります。

温室効果ガス排出量の推移 (t-CO₂)



(2)エネルギー起源 CO₂ 排出量

エネルギー起源 CO₂ 排出量は、基準年度である 2018 年度が 5,839t-CO₂、となっています。

活動区分ごとにみると、電気の使用による排出量が最も多く、次いで灯油、A 重油となっています。月別エネルギー起源 CO₂ 排出量の推移をみると、冬季に暖房により需要が高まる傾向があります。

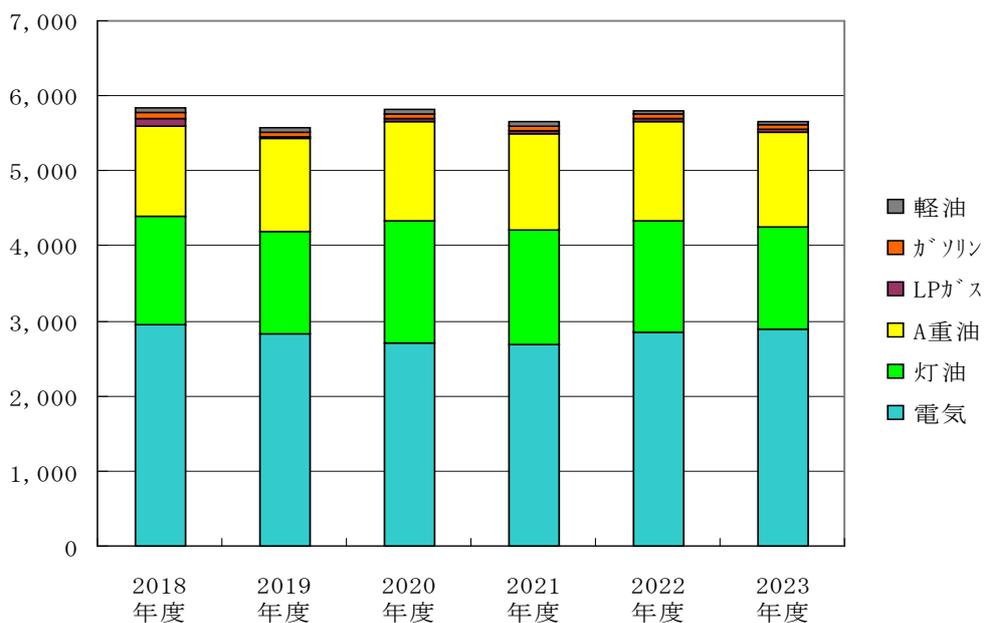
エネルギー起源 CO₂ 排出量の推移

(単位 : t-CO₂)

活動区分	年度						増減率 (前年度)	増減率 (基準年度)
	2018 (基準年度)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)		
電気	2,945	2,828	2,717	2,693	2,854	2,890	1.3%	-1.9%
灯油	1,448	1,370	1,620	1,523	1,480	1,360	-8.1%	-6.1%
A 重油	1,201	1,226	1,323	1,274	1,318	1,262	-4.2%	5.1%
LP ガス	104	19	32	36	35	33	-5.7%	-68.3%
ガソリン	76	69	65	65	62	66	6.5%	-13.2%
軽油	64	59	70	65	51	45	-11.8%	-29.7%
総排出量	5,839	5,571	5,826	5,657	5,799	5,656	-2.5%	-3.1%
基準年度 比増減率	-	-4.6%	-0.2%	-3.1%	-0.7%	-3.1%		

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

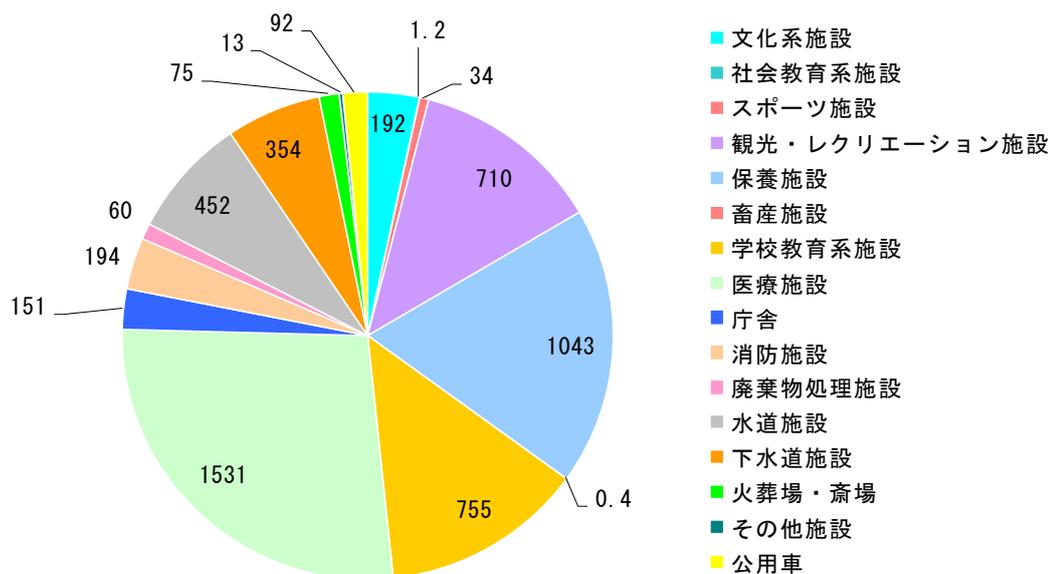
エネルギー起源CO₂排出量 (t-CO₂)



(3) 施設区別のエネルギー起源 CO₂ 排出量

2023 年度の施設区別のエネルギー起源 CO₂ 排出量は、医療施設が最も多く、次いで、保養施設、観光・レクリエーション施設となっています。

2023 年度の施設区別エネルギー起源 CO₂(施設) 排出量(単位:t-CO₂)



施設区分	施設数等	主な施設
文化系施設	2	青少年ホーム、山村開発センター
社会教育系施設	1	歴史民俗資料館
スポーツ施設	4	町立体育館、B&G 海洋センターなど
観光・レクリエーション施設	6	夜越山サボテン園、ほたて広場、ひらないまるごとグルメ館など
保養施設	1	平内いきいき健康館
畜産施設	1	口広牧場
学校教育系施設	8	平内中学校、小湊小学校、山口小学校、東小学校、学校給食センターなど
医療施設	1	平内中央病院
庁舎	4	役場庁舎、旧消防庁舎、車庫、分室
消防施設	27	平内消防署、消防分団屯所
廃棄物処理施設	1	廃棄物処理施設
水道施設	9	平内町上水道浄水場など
下水道施設	8	平内町浄化センターなど
火葬場・斎場	1	斎場つきのかき聖苑
その他施設	7	ひだまり公園、公衆トイレなど
公用車	85	
合計	166	

2023年度について、エネルギー起源CO₂排出量が多い上位10施設の排出量は、全施設の排出量の77.3%を占めています。

2023年度に最も排出量が多い施設は、平内中央病院であり、次いで、平内いきいき健康館、夜越山サボテン園となっています。

施設別のエネルギー起源CO₂排出量の推移

順位	施設	2023年度排出量 (t-CO ₂)	割合
1	平内中央病院	1,531	27.1%
2	平内いきいき健康館	1,043	18.4%
3	夜越山サボテン園	535	9.5%
4	平内町松野木浄水場	225	4.0%
5	平内中学校	212	3.7%
6	小湊小学校	205	3.6%
7	学校給食センター	192	3.4%
8	平内消防署	183	3.2%
9	平内町役場（役場庁舎）	136	2.4%
10	ほたて広場	113	2.0%
	上位10施設合計	4,373	77.3%

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

(4) 担当組織別のエネルギー起源 CO₂ 排出量

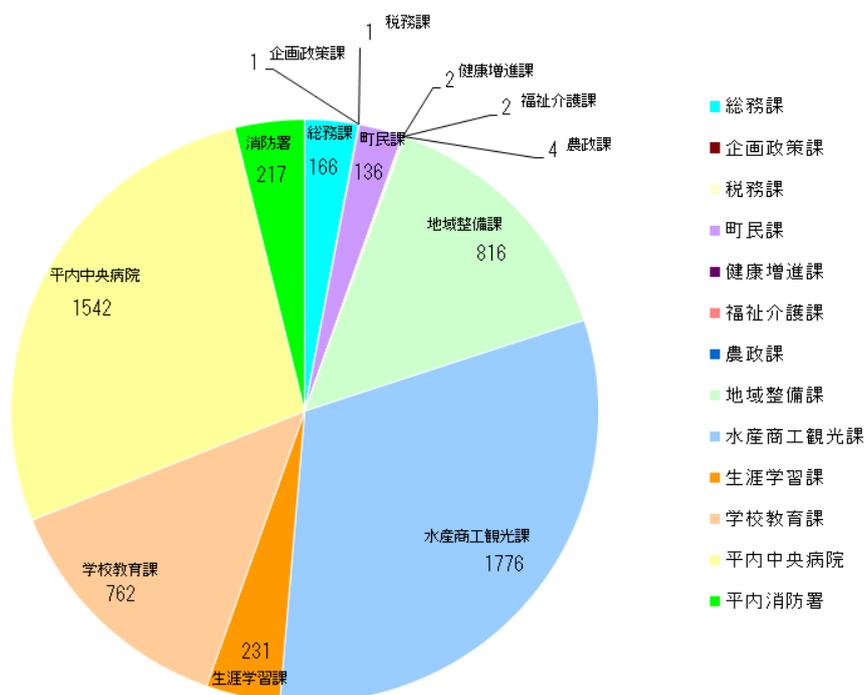
2023 年度における担当組織別のエネルギー起源 CO₂ 排出量は、水産商工観光課が最も多く、次いで、平内中央病院、地域整備課、学校教育課となっています。

担当組織別のエネルギー起源 CO₂ 排出量

	担当組織	2023 年度排出量 (t-CO ₂)		
		施設	車両	合計
1	水産商工観光課	1,765	11	1,776
2	平内中央病院	1,531	11	1,542
3	地域整備課	807	9	816
4	学校教育課	755	7	762
5	生涯学習課	227	4	231
6	平内消防署	194	23	217
7	総務課	151	15	166
8	町民課	134	2	136
9	農政課	1	3	4
10	福祉介護課	0	2	2
11	健康増進課	0	2	2
12	企画政策課	0	1	1
13	税務課	0	1	1

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。

担当組織別のエネルギー起源 CO₂ 排出量



(5) エネルギー起源 CO₂ 以外の排出量

エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス排出量は、メタンや一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンによるものです。

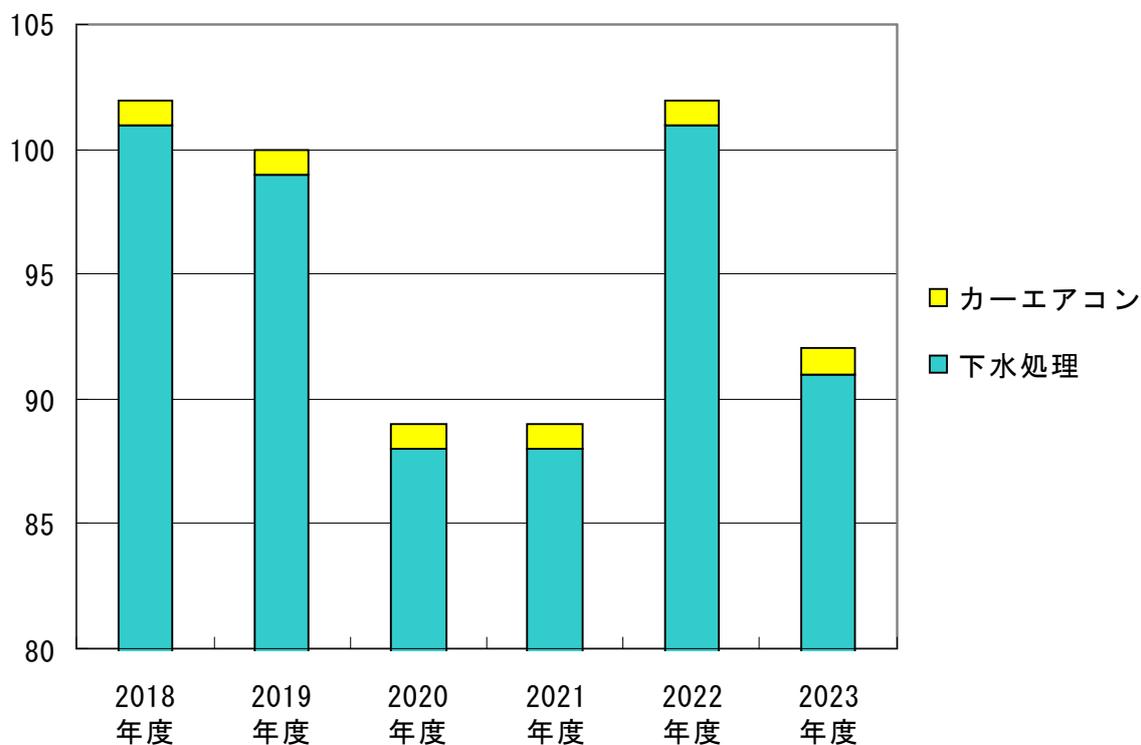
活動区分ごとにみると、下水処理及び自動車のエアコンが起源です。

活動区分ごとのエネルギー起源 CO₂ 以外の排出量の推移

(単位:t-CO₂)

活動区分	年度						増減率 (前年度)	増減率 (基準年度)
	2018 (基準年度)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)		
下水処理	101	99	88	88	101	91	-10.0%	-9.9%
カーエアコン	1	1	1	1	1	1	0.0%	0.0%
合計	102	100	89	89	102	92	-9.8%	-9.8%

※表中の数値は、端数処理により合計値と一致しない場合があります。



第3章 温室効果ガス削減目標

3-1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画においては、計画期間の6年間に、基準年度である2018(平成30)年度の温室効果ガス排出量から32.4%の削減(2030(令和12)年度の総排出量:4,016)を目標とします。

※2021年度国が表明した温室効果ガス削減目標、「2030年度に2013年度比で46%削減」は年平均約2.7%であることから、前計画目標を引き上げ、国と同等の削減を目指します。

温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度	2018(平成30)年度
計画の期間	2025(令和7)年度から2030(令和12)年度までの6年間
削減目標	基準年度比 32.4% (2030(令和12)年度の総排出量:4,016 t-CO ₂)

3-2 温室効果ガスの削減見込量

温室効果ガス排出量の削減見込量は、①電気・燃料使用量の削減(運用改善)、②省エネルギー設備等の導入(設備更新)、③再生可能エネルギーの導入、④電気の排出係数の低減により、2030(令和12)年度において基準年度(2018年度)比32.4%となる1,925t-CO₂が見込まれます。

3-3 削減目標達成に向けた重点的取組

(1) 電気・燃料使用量の削減(運用改善)

費用を伴わない省エネルギー対策として、電気・燃料使用量の削減(運用改善)を実施します。計画書第4章に掲げる具体的な取り組みについて、全庁的に展開します。

(2) 省エネルギー設備等の導入(設備更新)

蛍光灯などの従来型照明設備は、更新によりエネルギー削減量及びCO₂削減量が大ききこと、費用対効果が高いこと、さらに蛍光灯の製造終了が間近であることを考慮し、LED照明の導入を最優先で進めることとします。

照明設備のLED化を優先として、空調設備、ボイラ設備等は更新計画や設備設計の準備期間を設けた上で、順次実施します。

また、国は2030(令和12)年度までに既存設備を含めたLED照明の導入割合を100%を目指しており、地方自治体にも同様の取組を要請しています。当町においても点灯時間が短く省エネ効果が見込めない施設を除き、2030(令和12)年度までに町有施設のLED導入割合100%を目指します。

(3) 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電システムの設置を念頭に、上位計画、関連計画等との整合性を図りながら取組みを推進します。

(4) 電気の排出係数の低減

低炭素電力事業者の活用について検討した上で、可能な限り電力排出係数の低い事業者からの電力調達に努めます。

第4章 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み

4-1 電気・燃料使用量の削減(運用改善)

(1) 照明設備に関すること

- ① 不必要な場所の照明設備は、こまめに消灯します。
- ② 昼休みは、必要箇所以外消灯します。
- ③ 会議室、トイレ、給湯室等は使用時のみ点灯します。
- ④ 不要な残業を減らすとともに、残業時は必要な場所のみ点灯させます。
- ⑤ 不要な場所や日当たりの良い場所では間引き照明に努めます。

(2) 空調設備に関すること

- ① クールビズ・ウォームビズの取り組みを推進します。
- ② 室温は、暖房 20℃、冷房 28℃を目安とし、冷暖房の適正運用を行います。
- ③ 空調設備使用時は、窓や扉を締めブラインド等を活用し冷暖房の効果を高めます。
- ④ 会議室等の空調は、使用後必ず停止します。

(3) OA 機器(パソコン、コピー機等)に関すること

- ① OA 機器は、省エネモードを活用し、長時間使用しない時は電源を切ります。
- ② 退庁時は、不要な OA 機器のコンセントを抜き待機電力削減に努めます。

(4) 公用車に関すること

- ① エコドライブに努め、アイドリングや急発進、急加速を控えます。
- ② 近距離の移動は、徒歩や自転車等を利用します。
- ③ 走行ルート合理化、相乗りなど、効率的使用に努めます。
- ④ ポスター等を掲示することにより、エコドライブの職員啓発を実施します。

(5) 施設設備の運用改善

- ① 空調設備やボイラ設備等における運転管理の明確化(運用マニュアルの整備等)に努め、省エネルギー化に向けた改善を行います。
- ② 設備の定期的な清掃・点検を行い、機器の適切な使用に努めます。
- ③ ボイラ設備における燃焼空気比の適正化等の効率的な運用に努めます。
- ④ ボイラ設備の稼働時間の短縮を検討し、燃料の消費抑制に努めます。

4-2 省エネルギー設備等の導入(設備更新)

(1) 照明設備の導入

- ① 照明機器の更新・新設の際は LED 照明へ切り替えます。
- ② 人感センサー、照度センサーなどの導入を検討します。
- ③ 2030(令和 12)年度までに点灯時間が短く省エネ効果が見込めない施設を除き、町有施設の LED 導入割合 100%を目指します。

(2) 空調設備等の導入

- ① 空調設備やボイラ設備等の設置や更新時には、高効率機器の導入を推進します。
- ② 施設の新築や大規模改修時は、複層ガラスなどの導入による断熱化に努めます。

(3) 公用車の更新

- ① 公用車の更新時には、クリーンエネルギー自動車の導入を積極的に検討します。

4-3 再生可能エネルギーの導入

- ① 施設の新設や大規模改修の際は、PPA や屋根貸し等も含め導入手法について効果検証を行い、国等の補助制度や支援策を活用しながら、再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ② 蓄電池設備を含む太陽光を利用した設備の導入・活用を推進します。

※PPA とは発電事業者が再生可能エネルギーを導入する企業・家庭等に太陽光発電設備を無償で設置し、所有・維持管理したうえで、発電された電力を企業・家庭等に供給する仕組みであり、初期費用がかからず設備を導入できます。

4-4 低炭素電力事業者の活用

- ① 電力の購入について、CO₂ 排出係数の低い電力事業者の選択に努めます。

4-5 施設の統合・複合化・廃止等

- ① 施設の統合や複合化、廃止等により、縮減を図り、エネルギー消費の適正化を推進します。

4-6 その他の取り組み

(1)ごみの減量化とリサイクルの推進

- ①マイバック・マイボトル・マイ箸等の利用を促進し、ごみの減量化を図ります。
- ②事務用品等は、可能な限り再利用・長期使用に努めます。
- ③使用済み封筒の再利用に努めます。
- ④仕分けボックスの活用などにより、リサイクル回収を徹底します。

(2)環境配慮物品購入の推進

- ①物品購入の際は、グリーン購入法適用品の使用に努めます。
- ②グリーン購入法適用品のコピー用紙の庁内使用等の啓発に努めます。

(3)用紙使用量の削減

- ①両面印刷コピーを実施し、用紙使用量の削減に努めます。
- ②使用可能な用紙の裏面活用に努めます。
- ③パソコンのプレビュー画面を活用し、印刷ミスを減らします。
- ④会議資料や印刷物は必要部数を精査し、不要な印刷を減らします。

(4)水道使用量の削減

- ①水を出したままにしないなど節水に努めます。
- ②水洗トイレの水は無駄に流さないように努めます。

第5章 計画の進行管理

5-1 計画の推進体制

以下の推進体制により全庁的な取り組みを推進します。

(1) 管理組織

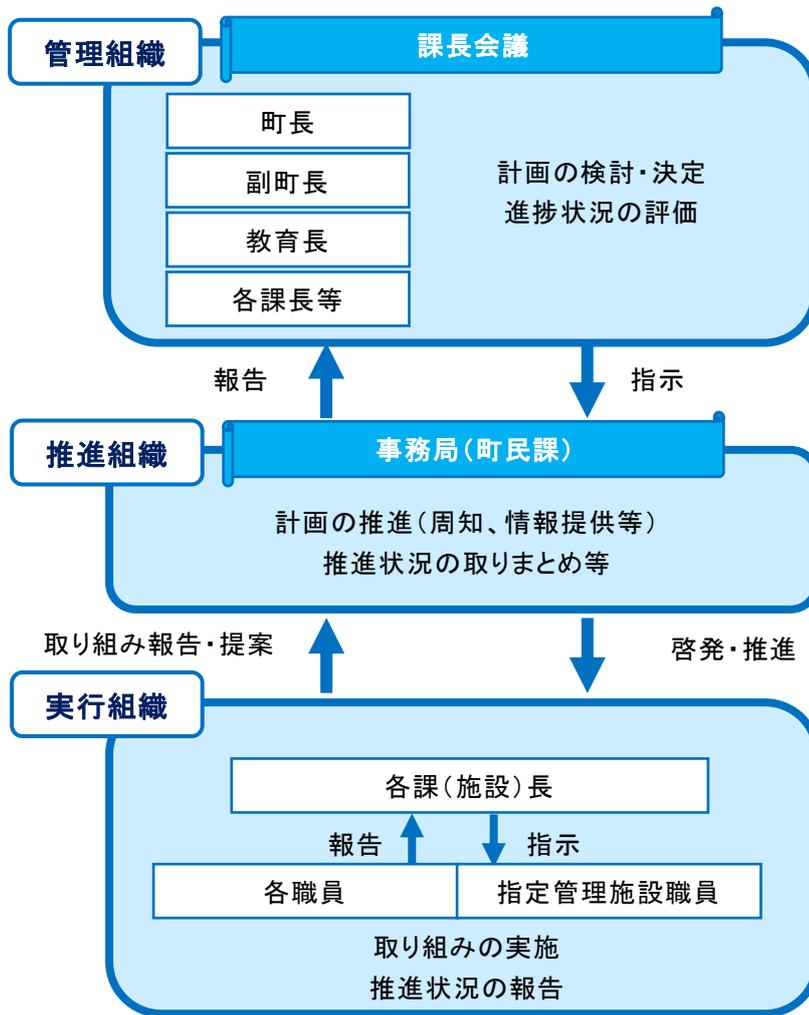
本計画の検討・決定、進捗状況の評価は、課長会議において行います。

(2) 推進組織

事務局は町民課に置くものとし、職員に対して本計画の周知に努めるとともに、地球温暖化に関する情報提供等により計画の推進に努めます。また、計画の進捗状況の取りまとめ等を行います。

(3) 実行組織

各課(施設)長は、計画に定める目標や取り組み内容を所属職員に周知徹底し、各職員等とともに取り組みを実施し、推進状況の報告を行います。



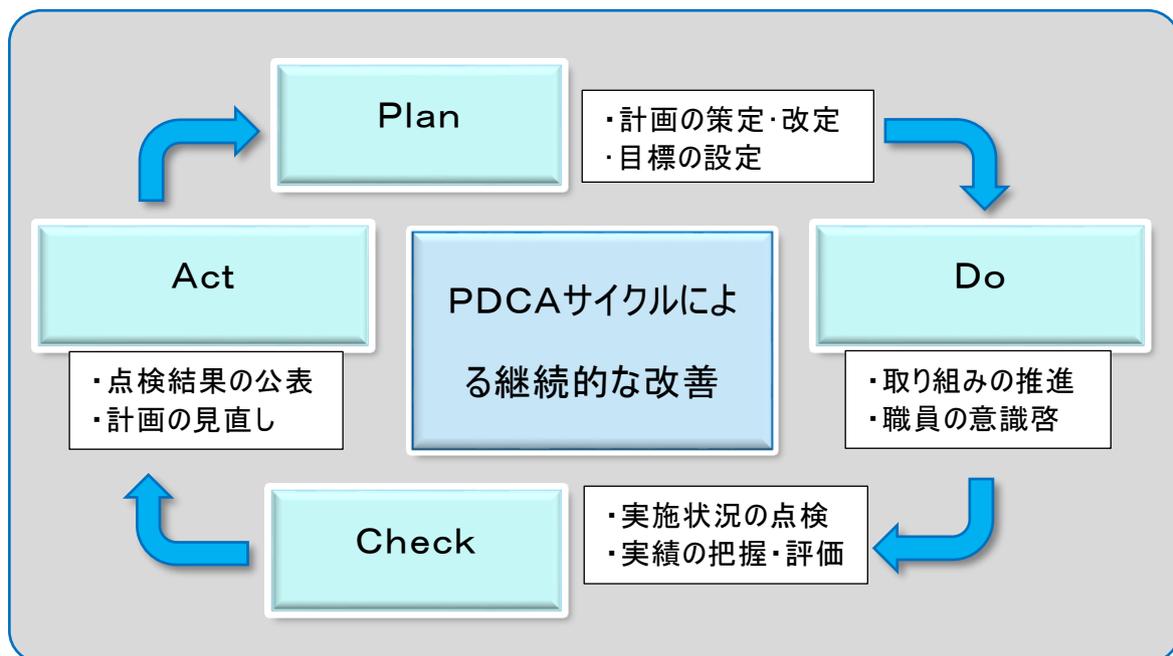
計画の推進体制

5-2 計画の進行管理

計画の進行管理は、P(Plan: 目標を設定)⇒D(Do: 取り組みの推進)⇒C(Check: 点検・実績の把握)⇒A(Act: 公表・見直し)といった「PDCA サイクル」を基本とします。

本計画の目標達成のため、毎年度、温室効果ガスの排出状況を把握し、前年度や基準年度と比較し、状況に応じて必要な対策を実施します。

温室効果ガスの排出状況及び本計画に基づく取り組みの実施状況については、町のホームページや広報等を通じて公表します。



PDCA サイクルによる進行管理